



申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)

市県民税の申告は お早めに!!

問い合わせ 税務課市民税係 ☎内線3145、白沢支所生活係 ☎内線32、利根支所生活係 ☎内線30

平成31年度市県民税の申告受け付けが始まります。この申告は、昨年1月1日から12月31日までの所得を申告するもので、来年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料などの課税、児童手当や融資の申請などに必要な所得・納税証明の基礎資料となります。申告をしないと、各種証明の発行や手当などが受けられなくなりますので、申告が必要な人は、必ず3月15日(金)までに申告書を提出してください。

申告が必要な人

今年1月1日現在、本市に住所があり、平成30年中の所得が次のいずれかに該当する人。
① 営業や農業、不動産、譲渡、雑所得(個人年金や報酬など)があつた人
② 給与所得者で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
③ 給与・公的年金以外の所得があつたが、確定申告の必要がない人
④ 公的年金の収入金額の合計が

400万円以下であり、かつ他の所得金額が20万円以下で確定申告書を提出していない人
⑤ 所得がなく、親族の税法上の被扶養者になつていない人
※申告書裏面の所定欄にその旨を記入してください
⑥ 確定申告の必要はないが、控除を追加することで市県民税が減額になる人

申告が不要な人

① 平成30年分所得税確定申告書を税務署へ提出した人
② 給与所得のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
③ 公的年金のみの収入で、控除の申告をしなくても非課税となる人

申告書の提出方法

■ 申告書を自分で作成する人
次のものを郵送、または申告会場に設置の提出箱へ提出してください。なお、申告書の内容に不明な点などがある場合は、後日内容の確認をさせていただきます。後日内容の確認をさせていただきます。必ず連絡先を記入してください。
● 申告書

～沼田税務署からのお知らせ～

沼田税務署 確定申告会場のご案内

開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)
※土・日曜日を除く
受付時間 午前8時30分～午後4時(午前9時相談開始)
※会場の混雑状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります
会場 沼田税務署2階会議室
その他 e-Tax用のIDとパスワードをお持ちの人は、国税庁ホームページ内「確定申告書等作成コーナー」から簡単に申告できますのでぜひ、ご利用ください
問い合わせ 沼田税務署 ☎2131へ

● 申告者本人のマイナンバーカードの表・裏面の写し、または通知カードの写しの場合、また通知カードの写しの場合、運転免許証などの身元確認書類の写しも提出

● 印鑑(認印)

● 昨年中の所得が分かるもの①

① 給与所得者は、源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など

● 医療費や社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける場合は、支払いを証明できる書類

② 営業・農業・不動産所得者は収支明細書、帳簿類、領収書など

● 申告会場で面談をして申告書を提出する人

③ 公的年金などの受給者は、源泉徴収票

● 申告書

● 配偶者や扶養・事業専従者などの控除を受ける人は、控除対象者のマイナンバーが分かるもの

● 申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード

● 医療費や社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除

● 通知カードの場合は、運転免許証などの身元確認書類も持

● 昨年中の所得が分かるもの①

● 給与所得者は、源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など

② 営業・農業・不動産所得者は収支明細書、帳簿類、領収書など

● 申告会場で面談をして申告書を提出する人

③ 公的年金などの受給者は、源泉徴収票

● 申告書

● 配偶者や扶養・事業専従者などの控除を受ける人は、控除対象者のマイナンバーが分かるもの

● 申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード

● 医療費や社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除

を受ける人は、支払いを証明できる書類

※申告書が配布されていない人のうち、申告が必要と思われる人は、税務課市民税係へ問い合わせてください

マイナンバーの確認

申告書に記載されたマイナンバーは、番号法により本人確認が義務付けられているため、正しい番号であることの確認(番号確認)と、提出者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行います。

医療費控除の手続き

平成29年分の申告から、領収書の提出に代えて「医療費控除の明細書」を申告書に添付することとされ、領収書は、ご自身で5年間保存することが必要となりました。

なお、この医療費控除の明細書は、健康保険組合などが発行する「医療費の通知」を添付することで、医療費明細の記入を省略することができます。

※経過措置として、平成31年分の申告までは、今までどおり領収書の添付、または提示で申告することもできます

申告相談日程表

●本庁管内 受付時間：午前9時～午後4時

| 日程 | 該当地区 | 場所 | |
|----------------------------|---------------------------|--|--------------|
| 2月 | 池田地区 | 池田公民館 | |
| | | 薄根地区 | 薄根公民館 |
| | 利南地区 | 利南公民館 | |
| | | 川田地区 | 川田公民館 |
| | | | 東倉内町・西倉内町・柳町 |
| | 高橋場町 | | |
| | 材木町・桜町・上原町 | | |
| 東原新町・西原新町 | | | |
| 上之町・馬喰町・中町 坊新田町・下之町・鍛冶町 | | | |
| 3月 | 7日(木) | 橋名町・清水町・薄根町 | |
| | 8日(金)～15日(金) ※土・日曜日を除く | 全地区未済者 ※この期間は大変混み合います。都合の付く人は、できるだけ早めに申告をお願いします | |

●白沢支所管内 受付時間：午前9時～午後4時

| 日程 | 該当地区 | 場所 | |
|----|---------------------------|--|----------------------------|
| 2月 | 27日(水) | 高平1班～14班 | |
| | 28日(木) | 高平15班～23班・生枝 | |
| 3月 | 1日(金) | 岩室・尾合 | |
| | 4日(月) | 平出・下古語父 | |
| | 5日(火) | 上古語父1班～18班 | |
| | 6日(水) | 上古語父19班～37班 | |
| | 7日(木) | 全地区未済者 | |
| | 8日(金)～15日(金) ※土・日曜日を除く | ※この期間は大変混み合います。都合の付く人は、できるだけ早めに申告をお願いします | 白沢支所2階 保健指導室 営農指導相談室 |
| | | 市役所1階 市民ホール | |

●利根支所管内 受付時間：午前9時～午後4時

| 日程 | 該当地区 | 場所 |
|--------|---------------------------|---|
| 2月 | 18日(月) | [午前]小松・柿平・青木・砂川(八軒家を除く)・穴原(島古井を除く)・日向南郷・日影南郷 ※午前9時～11時 |
| | [午後]根利 ※午後1時～3時 | 南郷集会所 根利集会所 |
| 19日(火) | 輪組・多那・石戸新田 二本松・砂川(八軒家) | 多那コミュニティセンター |
| 20日(水) | 大原・穴原(島古井)・老神・園原 | 大原集会所 |
| 21日(木) | 千鳥・平川 | 平川集落センター |
| 22日(金) | 大楊・高戸谷 | 利根支所2階 大集会室 |
| 25日(月) | 追貝 | |
| 26日(火) | 全地区未済者 | 市役所1階 市民ホール |
| 3月 | 8日(金)～15日(金) ※土・日曜日を除く | |

◆◆◆お願い◆◆◆

- 期間終了間際は大変混み合いますので、早めに申告してください
- 申告書は自分で記入して提出してください
- 申告相談に来場する人は、収入金額や経費などをあらかじめ集計し、記入しておいてください
- 市役所は駐車場が狭いため、なるべく車の利用は避けてください
- 申告期間中は、指定の会場以外での申告相談はお受けできません。該当地区と場所をご確認の上お越しください
- 該当地区の日程に都合が付かない人は、各管内の全地区未済者の申告相談日にお越しください
- 確定申告に関するお問い合わせや書類の郵送請求は、沼田税務署 ☎2131へしてください